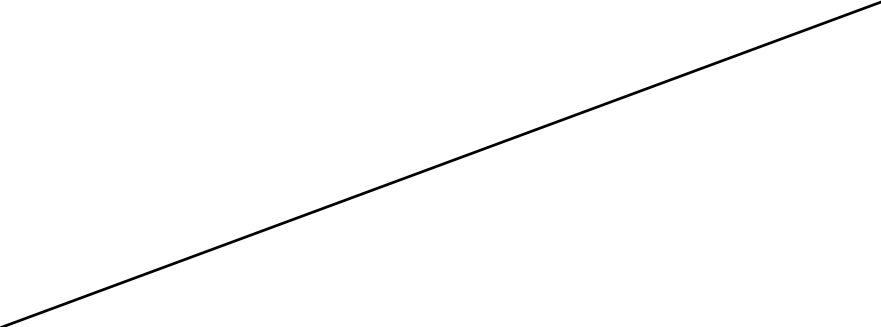


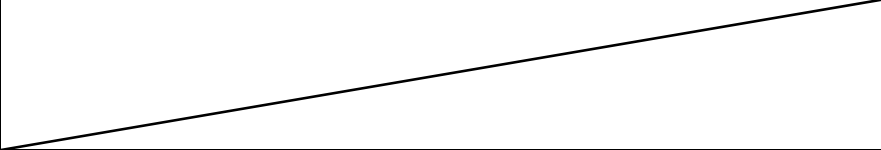

住民説明会における意見等

平成27年8月27、28、30日開催 参加者数 36人

住居表示実施区域案に関するもの

意見、質問	回答など
<p>字道佛地区(土地区画整理事業区域北東に隣接する三角の区域)は住居表示を実施しないとのことであるが、取り残されるイメージである。昔の住居表示は町が主体的に実施していた。アンケートの結果では決まらない。反対の理由は、高齢者が多く手続きが大変だからということではないか。私はこの地区も住居表示を実施すべきと考えている。</p>	
<p>字道佛地区(土地区画整理事業区域北東に隣接する三角の区域)の再検討はいつか。(別日に同様の質問)</p>	<p>いつといった考えは持ち合わせていない。地区からの要望書など、地区の意見としてまとまったものが提示されれば、あらためて検討する必要があると考えている。</p>

(参考) 町割案に関するもの

意見、質問	回答など
<p>実施区域案の北西にある3街区エリアは宮代2丁目に入るイメージということであるが、それ以外の3つで1丁目、2丁目、3丁目ということになるのか。</p>	<p>そのとおり。新たな町名を決めて1、2、3丁目とすることになる。</p>
<p>実施区域案の北西にある3街区エリアは宮代2丁目に入るイメージという説明があったが、私もそう思う。(当該エリア居住者)</p>	
<p>実施区域案の北西にある3街区エリアは宮代2丁目に入るイメージということであるが、道仏集会所の取り扱いはどうなるのか。</p>	<p>道仏1という地区組織には宮代2丁目の住民も加入しており、利用にあたって影響はないものと考えている。</p>
<p>宮代2丁目6番を赤い3街区及び11街区と付けてはどうか。</p>	

(参考) 町名に関するもの

意見または質問	回答など
道佛という町名を使うのか。	今後の検討事項である。道佛1丁目となる可能性はある。それ以外の町名になる可能性もある。現時点で決定しているものではない。
町名は誰が決めるのか。	アンケート調査等の手法も含めて審議会で検討することになる。
道佛という名前の由来は。	伝説について説明。
そういった伝説も町民に伝えると良い。	了解。
以前、土地区画整理区域内でアンケート調査を実施しているが、その結果を町としてどう捉えているか。	愛称についてのアンケート調査を実施したことは承知している。参考意見として取り扱う。
今後の進め方は。	審議会で検討することになる。アンケート調査も1つの手法となりうる。実施区域確定後、手法等含めて検討する。
町名を決める時期は平成28年中盤くらいか。	予定では来年6月もしくは9月。スムーズに検討が進んだ場合であり、名称検討に時間がかかる可能性もある。
組合が実施したアンケート調査と町名の関係は。	町主体で実施したものではない。貴重な資料としては認識している。 (参加者による補足)任意で区画整理組合が愛称・名称についてのアンケート調査を実施した。区画整理組合から審議会委員に3名選出されていることから、その結果については町名検討の際に大いに活用していく考えである。
すべて同じ名称になるのか。できれば道佛という名称を残してほしい。	現時点のイメージでは、北西部分は宮代2丁目、その他3つは新たな名称(〇〇丁目)になる予定である。

(参考)その他

意見、質問	回答など
道仏1区(地区組織)については、新橋通線以南が道仏1区から分割されると聞き及んでいるが。	地区組織は任意組織であり、町からのそのような提案は難しい。以前の区長からは新たに居住する方が落ち着いた段階で、地区内の話し合いにより分けていきたいと聞いたことがある。町で決定することはできないため、地区組織主導になる。字中島若宮地区が新若と分区した経緯があり、道仏1区も同様の動きがあれば分区することは十分に考えられる。
地区組織からの分区の要望はどこが所管しているのか。	町民生活課地域振興担当に相談していただきたい。
住居表示板は必ず付けるものか。	住居表示に関する法律で住居表示板を設置しなければならないとされている。ただし、罰則規定はなく、また、今日の個人情報に対する考え方が人それぞれであることから、町としてはその趣旨を伝えることしかできない。住居表示板は住居表示実施区域内のすべての世帯に手続き等に関する冊子及び住所変更証明書とあわせて郵送する。
住居表示を実施する際の現地調査は誰が行うのか。	住居表示を専門に行っている事業者に町が委託した上で現地調査を行う。宮代町が委託した者として身分証明書を交付し、必要に応じて住民の方に提示する。
住居表示板は取り付けに来るのか。	取り付けは住民の皆さんが行うことになる。
区画整理による所有権変更は町が行うのか。	所有者の住所はご自分で行う必要があると思う。詳細については区域決定後に冊子及び説明会で周知する。